

くまもとアートポリスプロジェクト

球磨清流学園一体型校舎整備設計に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

球磨村では、令和2年7月に発生した豪雨災害を踏まえ見直した第6次球磨村総合計画後期基本計画において、「豊かな自然とともに生き みんながつながる球磨村～輝き・活力・誇りを未来へ～」を将来像に掲げ、子どもたちが輝き、若者が活力に満ち、高齢者が誇りをもって住み続けることができるむらづくりを進めている。

また、令和2年7月豪雨の影響で児童・生徒が減少したことを受け、旧一勝地小学校、旧渡小学校、旧球磨中学校を義務教育学校へ再編することが決まり、令和6年4月に、既存施設を活用した施設分離型の義務教育学校「球磨清流学園」が開校した。

並行して、義務教育学校の特徴を最大限に生かす一体型校舎の整備についての検討が進められ、令和8年8月に、専門的な立場で協議を進めてきた「魅力ある学校づくり検討委員会」から、建設場所や施設構成等を示した提言が村に提出された。

このことを踏まえ、令和2年7月豪雨からの創造的復興のシンボルとなる、村唯一の学校である義務教育学校「球磨清流学園一体型校舎」を整備するため、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 事業名 球磨清流学園一体型校舎建設事業
- (2) 名 称 球磨清流学園一体型校舎整備設計に係る公募型プロポーザル
- (3) 方 法 公募型プロポーザル
- (4) 主 催 熊本県、球磨村
- (5) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (6) スケジュール

令和8年	10月23日（金）	要項発表
	10月23日（金）～令和9年1月22日（金）	応募期間
	10月23日（金）～11月10日（火）	質疑受付
	11月 6日（金）	現地見学会
	11月19日（木）（予定）	質疑回答
令和9年	1月22日（金）	応募締切
	2月 2日（火）	一次審査（非公開）
	3月21日（日）	二次審査（公開）

3 審査員

- 審査員長 伊東 豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 大岩 禎一（球磨村長）
- 恒松 龍治（球磨清流学園校長、魅力ある学校づくり検討委員会副会長）
- 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣 香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）は一級建築士であり、かつ総括責任者として従事すること。
- ② 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- ③ 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、平成28年4月1日から令和8年10月22日までの間に、学校教育法（昭和26年法律第26号）に基づく学校の基本設計又は実施設計の実務経験（令和8年10月22日までに業務完了したものに限る。）があること。なお、増築又は改修に係る設計においては、その対象床面積が300㎡以上の場合に限り実務経験に含むものとする。
- ④ 提出する応募書類等は、応募者1者につき1案とし、共同応募者が複数の応募者の共同応募者になることや、自ら応募者となることはできないものとする。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 審査員及びその家族
- ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

5 審査の方法

審査は、次のとおりとする。

（１）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む5者程度に所属する応募者（共同応募の場合、応募者及び共同応募者）とする。）を特定する。なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
 - ・ 業務実績、業務実施体制、技術者や有資格者の数
- ② 技術提案書の内容
 - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

（２）二次審査（技術提案に対するヒアリング）

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和9年3月21日（日）午後1時15分から午後6時00分（予定）
- ② 会場 球磨清流学園北校舎屋内運動場（予定）
- ③ 審査方法 公開審査とし、提案内容のプレゼンテーションと審査員からのヒアリングにより、提案内容の妥当性、的確性、独創性及び実現性を確認し、応募者の資質、担当チームの体制等総合的に評価したうえで、当該プロジェクトにふさわしい設計者を選定する。

なお、詳細については、後日、熊本県庁ホームページで公表する。

6 要項配布

応募に係る資料は、熊本県庁ホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードする

こと。

7 質疑応答

- (1) 応募資格を有する応募予定者が質疑できることとし、電子メールでのみ受け付ける。電話やファックスでの質疑は一切受け付けない。質疑のある者は、質問書（第1号様式）に記載のうえ、令和8年11月10日（火）までにくまもとアートポリス事務局（以下「事務局」）まで提出すること。なお、質疑者へ受信確認の電子メールを返信する。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せた上で、一括して質疑回答書としてまとめ、令和8年11月19日（木）（予定）までに熊本県庁ホームページで公表する。

8 現地見学会

現地見学会への参加を希望する者は、以下により申込みこと。ただし、現地見学会の際には質疑は受け付けない。

見学会：令和8年11月6日（金）午前11時00分～

申込方法：電子申請（L o G o フォーム）で申込みしてください。

[申込URL] <https://logoform.jp/form/x4b6/1854864>

申込期限：令和8年11月4日（水）午後5時

なお、指定した区域以外に無断で立ち入る等の迷惑行為を起こした者は、本プロポーザルに関する提案書の提出を拒否する場合がある。

9 提出書類等

応募者は、別添「球磨清流学園一体型校舎整備設計提案（プロポーザル）作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績及び計画の提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 様式1～5
- ② 提出部数 2部（様式1～5を左綴じ（クリップ止め）したもの）
9部（様式4～5を左綴じ（クリップ止め）したもの）
1部（電子データ（PDFデータ）をCD-Rに保存したもの）
- ③ 提出期限 令和9年1月22日（金）午後5時（必着）
- ④ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参

10 審査結果等の公表

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性及び透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を熊本県庁ホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、審査の公平性及び透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を熊本県庁ホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

11 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、提案内容の展示、複製の作成、ホームページへの掲載及び記録誌の作成など、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有するものとする。

12 設計業務の委託

- (1) 球磨村は、二次審査で選定された者に球磨清流学園一体型校舎整備に係る設計業務を委託するものとし、委託内容は、プロポーザル内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。
- (2) 業務委託の条件は、次項に定めるものとする。
- (3) 業務委託料は、業務報酬基準（令和6年国土交通省告示第8号）に準拠した球磨村の基準に基づき算定し、球磨村が定めた予算額の範囲内とする。

13 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、プロポーザルにより選定された者に県内建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき熊本県知事の登録を受けた事務所）が含まれない場合は、別途、選定された県内建築士事務所と共同企業体（JV）を組むこととする。その場合、選定された県内建築士事務所は、共同応募者とみなすものとする。

なお、各JV構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）になるよう努めるものとし、その比率に応じた業務割合とすること。ただし、その割合は各々での協議により決定するものとする。

14 計画の条件等

別添「球磨清流学園一体型校舎整備設計に係る仕様書」による。

15 その他

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (3) プロポーザルの応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。ただし、一次審査通過者には、二次審査（公開審査）に係る経費の一部を支払うこととする。
- (4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
 - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- (5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、選定された県内建築士事務所と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

16 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話：096-333-2537

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/85889.html

なお、本プロポーザルで必要な情報は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

[URL] <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/282589.html>